



information 年金

問合せ

戸籍年金係 ☎32-1823
砂川年金事務所 ☎52-2144

いい 未来 11月30日は「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の計算をすることもできます。



※詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

QRコード



予約による年金相談

日本年金機構では、全国の年金事務所および年金相談センターにおいて予約による年金相談を受け付けています。10月から、予約相談開始時間を8時30分から9時(第2土曜日は9時30分から10時)に変更しました。なお、年金事務所の開所時間はこれまでどおり8時30分(第2土曜日は9時30分)です。

予約相談時間

- 月曜日 9時～18時
- 火～金曜日 9時～16時
- 第2土曜日 10時～15時



※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日。
※土日祝日・(第2土曜日を除く)、年末年始はご利用いただけません。

◆インターネット予約もご利用いただけます(翌々日以降の相談日から予約できます)

受付時間

土日祝日含め毎日 8時～23時
※システムメンテナンスによる停止を行なうことがあります。

日本年金機構 予約相談



https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do

QRコード



11月は児童虐待防止推進月間



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待防止のため全国でオレンジリボン運動を行なっています。この運動を通して、多くの方に児童虐待の問題に関心を持っていただき、虐待のない社会を目指しましょう。

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

こんな子がいたらお電話ください

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいいつも汚れている
- 夜遅くまで一人で家の外にいる
- 小さい子どもを家においたまま頻繁に外出している

など

※連絡は匿名で行なうことも可能です。

※連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

出産や子育てに関する悩みや質問がある方は、児童相談所・赤平市へお気軽にご相談ください。

岩見沢児童相談所
☎0126-22-1119

赤平市役所子ども未来・医療給付係
☎32-2216(課直通)

お急ぎの場合は



北海道では、「ほっかいどう 親子のための相談LINE」を開設しています。専門の相談員がお応えしますので、一人で悩まずお気軽に相談してください。



友だち追加はコチラから



ほっかいどう保健・福祉の
マスコット「うっさん」



information
防災

問合せ
防災対策係 ☎32-2211

大雪災害への備え



大雪は、上空に寒気が入り季節風が強まる時と北海道付近を低気圧が通過する時に発生します。災害に備えて、次のことに注意しましょう。

雪の降りかたは場所によって大きく違う

季節風が強い時は、雪雲はすじ状となります。今いる場所が晴れていても、少し離れた場所では大雪・吹雪となっている場合があります。



気象情報を有効に利用する

大雪による重大な災害が予想された市町村には、「大雪警報」が発表されます。猛吹雪が予想された市町村には、「暴風雪警報」が発表されます。



除雪作業時の注意

屋根の雪降ろし中の事故が毎年発生しています。命綱をつける、一人で作業しないなどして事故を防ぎましょう。また、屋根からの落雪にも注意しましょう。



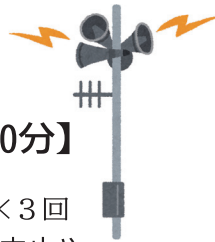
天気の変化に注意

低気圧の通過や風向きの変化で天気が急変し、猛吹雪になる場合があります。
※赤平市ホームページ「大雪災害への備え」もご覧ください



赤平市防災行政無線試験放送

Jアラート全国一斉情報伝達試験が実施されます。当日は国からの試験放送を実施しますので、ご理解のほどお願いします。



【第3回 11月15日(水)11時00分】

- 放送内容
「これは、Jアラートのテストです」×3回
- ※当日の天候や国際情勢などによる中止や臨時試験放送を実施する場合があります。

戸別受信機の利用を希望する場合は？

防災行政無線スピーカーから離れている農村地帯などを優先して貸与していますが、高齢の方や障がいをお持ちの方、それ以外の方も利用をご希望の方は、防災対策係までご相談ください。



information
市税等収納向上

問合せ
納税係 ☎32-2219

相続登記が義務化されます

令和6年4月1日から任意だった相続登記が義務化となり、これに違反した場合は10万円以下の過料の適用対象となります。税務課ではご自分でも相続登記ができるよう、「遺産分割協議書」・「相続登記申請書」のサンプルなどをご用意しています。必要に応じて、司法書士事務所にご相談ください。

相続はご自身の子ども、孫だけではなく、甥や姪も相続の対象になる場合があります。そうならないためにも、困ったことがあればお気軽にご相談ください。

●相続登記のルール

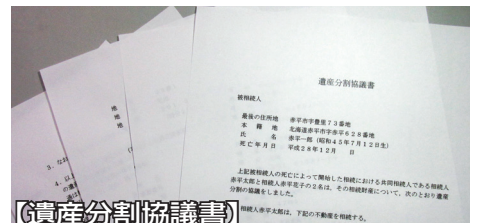
相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

●相続人とは

亡くなった方が遺した相続財産を受け取る人のことです。

【今月の納税】

国民健康保険税 第5期
後期高齢者医療保険料 第5期
納期限 11月30日(木)まで



●相続の順位

- ▷常に相続人 配偶者
- ▷1番目 子
- ▷2番目 親
- ▷3番目 兄弟・姉妹